# 臨時福祉給付金の申請期限を延長します

<u>印刷用ページを表示する</u> 掲載日:2015年12月29日更新

#### 臨時福祉給付金とは

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、昨年度に引き続き低所得者に対する暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

## 給付対象者

平成27年度分市町村民税(均等割)が課税されない方が対象です。(※住民税においてどなたかの扶養になっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。)

#### 給付額

給付対象者1人につき6千円

### 申請先

三春町保健センター(三春町字南町26番地の1)

#### 申請期限

平成28年2月29日(月曜日) ※期限を過ぎての申請については受付出来ませんので、お早めにお願いします。

### 申請手続

申請先は、基準日(平成27年1月1日)において住民登録がされている市町村となります。給付対象となる可能性のある方には、申請書を送付しましたので、必要書類(本人確認ができるもの、通帳の写し等)を添付し、必要事項を記入のうえ、三春町保健センター窓口に提出、または返信用封筒で返送してください。

### 支給予定日

月2回の10日、25日(土日祝祭日の場合は直前平日)※提出書類審査の結果、添付書類や記載漏れ等がある場合は支給が遅延することがありますので、ご了承ください。支給が決定した方については、支給決定通知書を送付します。

### このページに関するお問い合わせ先

## 保健福祉課 社会福祉グループ

〒963-7756 福島県田村郡三春町字南町26-1 Tel: 0247-62-3166 Fax: 0247-62-5110

お問い合わせはこちらから